

緊急事態宣言後の放課後児童クラブ等の対応

1 各施設の対応

種別	対応		利用料	おやつ代	期間
放課後児童クラブ	開所	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言発令後も原則、開所とする。 ・小学校の扱いに準じ、小学校が「出席停止」扱いとした児童は登所を控えていただく。 ・可能な方には利用を控えるよう協力をお願いする。 	日割還付 (1日以上)	日割還付 (1日以上)	5/16(日)~5/31(月)
市立児童館・児童センター	臨時休館	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止のため休館・休業とするが、直接対面しなくても実施できる電話相談については実施する。 			
地域子育て支援拠点事業	臨時休業				

2 理由

・最大限の感染拡大防止を図りつつ、社会生活を維持するためのセーフティネットとしての役割を果たしていく必要があるため。